ほうわ７５ｔｈアニバーサリー定期預金 規定

「ほうわ７５ｔｈアニバーサリー定期預金」（以下「この預金」といいます。）は、この規定により取扱います。
本規定に定めのない事項については、預金規定集の各取引に共通する規定および自動継続自由金利型定期預金（Ｍ型）規定＜複利型＞により取扱います。

第１条（預金契約の成立）

当行はお客さまからこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

第１条の２（預入）

この預金の預入れは個人の方（個人事業主を含む）に限り、１口 50 万円以上 1,000 万円未満とします。

第２条（自動継続）

（1）この預金は自動継続扱とし、証書（通帳）記載の満期日に預入期間に応じたスーパー定期預金に自動的に継続します。スーパー定期預金に預入れ後は、自由金利型定期預金（Ｍ型）規定 ＜複利型＞により取扱います。

（2）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の店頭表示利率とします。

（3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは継続後の満期日。以下同じです。）までにその旨申し出てください。

第３条（預金の支払時期等）

この預金は、継続停止の申し出があった場合に、満期日以後に支払います。

第４条（利息）

（1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときは継続日。以下同じです。）から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（継続の預金については前記第２条第２項の利率）によって６ヶ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書（通帳）とともに当店へ提出してください。

（2）自動継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（3）この預金の満期日以後の利息（自動継続扱の継続を停止した場合の満期日以後の利息を含みます。）は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）の２債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、

この預金は満期日前に解約できません。

（4）当行がお客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および預金規定（預金規定集 1.各取引に共通する規定 9の（4）および（5））により解約する場合には、 その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の①または②のうち、いずれか低い方の利率によって 6 ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払いします。

①解約日における普通預金の利率

②約定利率 × 5 %･･･この算式によって計算した利率の少数点第 4 位以下は切り捨てます。

（5）この預金の付利単位は 1 円とし、 1 年を 365 日として日割りで計算します。

以 上

（2025 年 10 月 14 日現在）